

ひとり親家庭への支援について

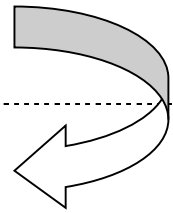
<ひとり親家庭等の自立支援策の体系>

国は、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により、総合的な支援を推進している。

【県の施策】

- 子育て・生活支援策**：母子・父子自立支援員による相談支援 など
- 就業支援策**：母子家庭等就業支援センター事業の推進、
母子・父子自立支援プログラムの策定 など
- 養育費確保支援策**：母子家庭等就業支援センターにおける養育費相談
の推進 など
- 経済的支援策**：児童扶養手当の支給、
母子父子寡婦福祉資金の貸付 など

- 母子家庭等自立支援対策事業
- 児童扶養手当等各種手当支給
- 母子・父子家庭医療事業 の実施



※以下、令和6年4月時点の状況

母子家庭等自立支援対策事業について

1 母子・父子自立支援員の設置<子育て・生活支援策>

福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母や父子家庭の父等が自立できるよう、総合的な相談や就業情報の提供など、きめの細かい対応を行う。

[愛知県の配置状況] 8人 福祉相談センターと児童家庭課に配置

(内訳：尾張2人、海部1人、知多1人、西三河1人、新城設楽1人、
児童家庭課2人)

※政令・中核市30人、その他の市38人

2 母子家庭等就業支援センター事業＜就業支援策、養育費確保支援策＞

母子家庭の母等の就業を促進するため、母子家庭等の雇用企業の開拓から、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスや養育費の取得に関する法律相談等を(社福)愛知県母子寡婦福祉連合会に委託して実施する。(県、政令市、中核市と合同で事業を実施)

- (1) 就業支援員の設置(県、政令市、中核市で各1名配置)
- (2) 就業支援講習会の開催
- (3) 就職準備・離転職セミナーの開催
- (4) 弁護士による法律相談の実施
- (5) 養育費相談の実施

3 母子家庭等就職活動支援事業＜就業支援策＞

(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業

ハローワーク等と連携し、児童扶養手当を受給しているひとり親等に対して、個々の実情に応じた自立支援プログラム(自立支援計画書)を策定し、自立を促進する。

(2) 求人情報等配信事業

求職中のひとり親等に向けて、携帯電話等へ求人や就職面接会などの情報をSNSで配信する。

(3) 母子家庭等相談窓口強化事業

相談窓口就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業能力の向上や求職活動等についての相談指導等を専門に行うとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設ける。

4 ひとり親家庭就業支援事業(合同企業説明会事業)＜就業支援策＞

ひとり親は子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っており、子育てと両立するために希望した就労につけない方も多い等、ひとり親を取り巻く雇用環境は厳しく、安定した雇用につなげる支援が必要であることから、就業準備と職業紹介をあわせた支援として、ひとり親向けの合同企業説明会を開催する。

○名古屋市内で実施、参加企業20社以上

5 母子・父子家庭自立支援給付金支給事業<就業支援策>

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、経済的自立のために県指定の職業能力開発講座を受講した場合、児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある者に対して、教育訓練終了後自立支援教育訓練給付金を支給する。

【支給額】 対象講座の受講料の6割相当額
(雇用保険該当者には、上記の額と雇用保険による教育訓練給付との差額を支給)

(2) 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な資格取得と経済的自立のために6か月以上養成機関で受講した場合、児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する。

【支給期間】 修業の全期間(上限は4年間)

【支給額】 請求する月の属する年度の課税状況に応じた額

<市町村民税非課税> 月額10万円

(ただし、修学の最後1年間は最大14万円)

<その他> 月額7万500円

(ただし、修学の最後1年間は最大11万500円)

【支給期間が4年間の事例】

4年課程の履修が必要となる保健師、管理栄養士や看護専門学校の定時制課程(4年)に通う者、大学で社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得を目指す者等

(3) 高等職業訓練修了支援給付金

【支給対象者】

ア 高等職業訓練を行う養成機関において6か月以上の課程を修了し、当該養成機関における修業開始した日及び当該課程を修了した日において、母子家庭の母又は父子家庭の父であること。

イ 当該養成機関における修業開始した日及び当該課程を修了した日において、児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

【支給額】 修了日の属する月の属する年度の課税状況に応じた額

<市町村民税非課税> 50,000円

<その他> 25,000円

(4) 高卒認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していない母子家庭や父子家庭の親及びその児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあり、認定試験の合格が適職に就くために必要であると認められる者に対して、対策講座の受講費用等を支給する。

【支給額：通学制、通学制と通信制併用の場合】（通信制の場合の上限は半額）

<受講開始時給付金> 受講料の4割相当額（上限20万円）

<受講修了時給付金> 受講料の1割相当額

（受講開始時給付金と合わせて上限25万円）

<合格時給付金> 受講料の1割相当額

（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と合わせて上限30万円）

※受講修了日から2年以内の高卒認定試験の全科目合格時給付

6 母子・父子家庭高等職業訓練促進資金貸付事業<就業支援策>

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金や就職準備金の貸付けを行うための資金を補助する。

（補助先：（社福）愛知県母子寡婦福祉連合会）

【貸付内容】 <入学準備金> 50万円以内

<就職準備金> 20万円以内

※1 6か月以上1年未満の講座を受講する場合は半額。

※2 自立支援教育訓練給付金受給者は、入学準備金の対象とはならないが、就職準備金の対象となる。

【返還免除】 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内を取得した資格が必要な業務に就職し、5年間勤務した場合、返還を免除する。

(2) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業補助金

「母子父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行い、就労又はより稼働所得の高い就労に繋げ、自立の促進を図る。

【貸付内容】 12ヶ月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を無利子で貸付け

【返還免除】 1年以内に「母子父子自立支援プログラム」で定めた目標に合致した就職をし、就労を1年間継続した場合に貸付金の返還を免除する。

7 ひとり親家庭等生活向上事業<子育て・生活支援策>

ひとり親等の生活を総合的に支援するため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や、こどもの生活・学習支援を図るため、市町村が次のような事業を選択し、実施する（事業費を補助）。

(1) ひとり親家庭等生活支援事業

ア 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を行う。

イ 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どもの躰、育児や養育費の取得手続等に関する講習会や個別相談を行う。

ウ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親へ学習支援を行う。

エ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを話す、相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行う。

(2) こどもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得や学習習慣の定着等の学習支援、軽食の提供や受験料等の支援を行う。

8 ひとり親家庭等日常生活支援事業<子育て・生活支援策>

ひとり親家庭等が、修学等の自立に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、市町村が家庭生活支援員を派遣する（事業費を補助）。

(1) 生活援助

家事、介護その他日常生活の支援

(2) 子育て支援

保育サービス及びこれに附帯する支援

9 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費<経済的支援策>

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付けを行っている。

(1) 貸付対象者

ア 母子福祉資金

20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子、又はその扶養している子及び父母のいない児童（後見人の同意が必要）

イ 父子福祉資金

20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子、又はその扶養している子

ウ 寡婦福祉資金

寡婦（夫と死別又は離別し、再婚していない女性）、又はその扶養している子及び40歳以上の配偶者のいない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者、又はその扶養している子

（扶養する子がない場合は、所得制限有）

(2) 貸付金の種類

修学資金始め12種類

母子父子寡婦福祉資金貸付限度額表

〈貸付けを受けられる方〉

1 母子福祉資金

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母）
- ② ①が扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等
- ③ 20歳未満の父母のいない児童

2 父子福祉資金

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）
- ② ①が扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等

3 寡婦福祉資金

- ① かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子(寡婦)
- ② ①が扶養している20歳以上の子等
- ③ 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

(貸付金の種類)

(令和6年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象			資金の内容	貸付限度額 (円)	据置 期間	償還期間 (以内)	利息
	母子	父子	寡婦					
事業開始資金	母	父	本人	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金	3,470,000 〔複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合 5,220,000〕	1年	7年	保証人無 年1.0%
事業継続資金	母	父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金	1,740,000	6か月	7年	
技能習得資金	母	父	本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金、又は高等学校に修学する場合に必要な資金（5年以内）	(月額) 68,000 特別 一括 816,000 〔運転免許 460,000〕	1年	20年	保証人有 無利子
就職支度資金	母	父	本人	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金	105,000 (特別 340,000)	1年	6年	原則保証人有 無利子
	児童等	児童等						
住宅資金	母	父	本人	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)	6か月	6年 (特別7年)	保証人無
転宅資金	母	父	本人	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金	260,000	6か月	3年	
医療介護資金	母又は 児童等	父又は 児童等	本人	医療及び介護を受けるのに必要な資金の自己負担分等にあてるための資金 (介護分については、償還払いの際の一時立て替え経費を含む)	医療 340,000 (特別 480,000) 介護 500,000	6か月	5年	年1.0%
生活資金	母	父	本人	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中、母子家庭若しくは父子家庭になって7年未満の生活安定期間中又は失業している期間中（1年以内）の生活資金	一般(月額) 108,000 技能(月額) 141,000 生計中心者でない場合 72,000	6か月	技能 20年 医介 5年 母子家庭等 8年 失業 5年	保証人有 無利子
				家計急変者が児童扶養手当を支給されるまでの生活資金	児童扶養手当準拠		10年	
結婚資金	児童等	児童等	子等	児童又は子が婚姻するのに必要な資金	320,000	6か月	5年	
修学資金	児童等	児童等	子等	高等学校、大学、大学院、専修学校就学中の学費等に必要な資金	高等学校(国公立、自宅通学、1年生) (月額) 27,000など	6か月	20年 専修一般 5年	
就学支度資金	児童等	児童等	子等	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所する際の入学資金	小学校 64,300など	6か月	(就学)20年 (修業)5年	原則保証人有
修業資金	児童等	児童等	子等	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金(修業施設在生)	(月額) 68,000 (特別 460,000)	1年	20年	無利子

(注) 1 特別貸付の適用基準

- (1) 住宅資金：災害時により特に必要と認められる場合及び老朽等により増改築を行う場合
- (2) 医療介護資金：所得税非課税世帯
- (3) 技能習得資金：年度初め等に必要額が貸付限度額の月額を超える場合又は自動車運転免許取得の場合
- (4) 修業資金：高校3年在学時に就職を希望する児童で、就職に際し自動車運転免許の取得が必要な場合
- (5) 就職支度資金：通勤のために自動車が必要である認められる場合

2 加 算

修学資金・修業資金・・・高等学校に就学中の児童が、18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合は、児童扶手当相当額

児童扶養手当等各種手当支給について

1 児童扶養手当支給事業<経済的支援策>

父又は母と生活を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。(児童扶養手当法第1条)

(1) 受給資格者

下記の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日まで)の児童(政令で定める程度の障害の状態にある者は、20歳未満)を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、又は養育している者に支給

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父又は母が死亡した児童
- 三 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 四 父又は母が生死不明である児童
- 五 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 六 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 七 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 八 婚姻によらないで生まれた児童

(2) 認定手続、支払方法及び支払月

- ・ 住所地の市区町村役場で認定請求を行う。
(認定機関：市居住者は各市、町村居住者は県)
- ・ 手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給し、5月、7月、9月、11月、1月、3月(年6回・奇数月支給)にそれぞれ前月分までを支給する(原則、奇数月11日払)。

(3) 認定請求に必要な書類

戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し 等

(4) 支給月額（令和6年4月1日現在）

<児童第1子> 45,500円（下限10,740円）

<児童第2子> 10,750円（下限5,380円）

<児童第3子以降> 6,450円（下限3,230円）

※令和6年11月分から、第3子以降加算額の増額予定

(5) 支給制限額

受給資格者及びその扶養義務者等の前年（1月から10月までは前々年）の所得が下表の限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年10月まで）は、手当の全部又は一部を支給停止する。

<所得制限限度額>

扶養親族数	受給資格者		扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円

※令和6年11月分から、所得制限限度額の引上げ予定

(6) 現況届

受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出することになっている。期限までに必要な書類を添えて、住所地の市区町村へ提出する。この届出がない場合は、引き続き手当を受けることができなくなる。

(7) 支給されない場合について

- ・ 申請者等の所得が一定以上ある場合
- ・ 父又は母が婚姻の状態にある場合（同居等事実婚を含む）
- ・ 児童が児童福祉施設に入所している又は里親に委託されている場合
- ・ 父又は母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき
- ・ 日本国内に住所がない場合

2 愛知県遺児手当支給事業<経済的支援策>

父又は母と生活を同じくしていない児童を監護又は養育している者に手当を支給し、これらの児童の健全な育成と福祉の増進を図る。

(1) 受給資格者

県内に住所があり、下記の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護している者に支給

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父又は母が死亡した児童
- 三 父又は母が障害の状態にある児童(児童扶養手当に準ずる)
- 四 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- 五 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 六 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 七 婚姻によらないで生まれた児童
- 八 その他前各号に準ずる状態にある児童(知事の定めるもの※)

※父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

(2) 認定手続き、支払方法及び支払月

- ・ 住所地の市町村役場で認定申請を行う。
- ・ 手当は、認定申請した日の属する月から支給し、5月、7月、9月、11月、1月、3月(年6回・奇数月支給)に、それぞれ前月分までを支給(支払日25日)

(3) 認定申請に必要な書類

戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し 等

(4) 支給額(令和6年4月1日現在)

児童1人につき月額 申請月から1～3年目 4,350円
4～5年目 2,175円
6年目以降 支給対象外

(5) 支給制限額

受給資格者及びその扶養義務者等の前年の所得が下表の限度額以上ある場合は、その年度(11月から翌年10月まで)は、手当を支給停止する。

<所得制限限度額>

扶養親族数	受給資格者	扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円

注) 所得額の計算方法は、児童扶養手当と同様

(6) 所得状況届

受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に所得状況届を提出することになっている。期限までに必要な書類を添えて、住所地の市区町村へ提出する。この届出がない場合は、引き続き手当を受けることができなくなる。

(7) 支給されない場合について

- ・ 申請者等の所得が一定以上ある場合
- ・ 父又は母が婚姻の状態にある場合（同居等事実婚を含む）
- ・ 児童が児童福祉施設に入所している又は里親に委託されている場合
- ・ 父又は母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき
- ・ 児童又は申請者の住所が県外にある場合
- ・ 父又は母の死亡について公的年金給付を受けている場合
- ・ 父又は母の公的年金給付の額の加算対象となる場合
- ・ 児童が労働基準法等の規定による遺族補償を受けている場合
- ・ 申請者が公的年金給付を受けている場合（老齢福祉年金を除く）

母子・父子家庭医療事業費について < 経済的支援策 >

1 制度概要

一定の要件を満たしているひとり親家庭に対し、医療に要した費用を助成するもので、実施主体は市町村であり、県は市町村の事業に対し補助金を交付している。

実施主体は市町村であり、独自に上乘せ等している自治体もある。

2 対象者

- (1) 児童が18歳の年度末までの母子家庭の母と児童
- (2) 児童が18歳の年度末までの父子家庭の父と児童
- (3) 18歳の年度末までの父母のいない児童

3 所得制限

児童扶養手当の本人の所得制限額を準用

4 給付内容

医療費の一部負担金が助成される。

ただし、入院時食事療養の標準負担額は助成対象とならない。

5 手続き

対象者は、市町村の窓口で「母子家庭等医療費受給者証」の交付を受ける。
(毎年度更新)

6 その他

(1) 他の福祉医療制度に該当する場合は、原則優先順位があるのでそれに従う。

【子ども】 > 【障害者】 > 【母子・父子家庭】 > 【精神疾患】

(2) 適用除外の方

- ・ 後期高齢者医療の被保険者
- ・ 生活保護法の受給者
- ・ 中国残留邦人等支援法支援給付対象者
- ・ 子ども医療、障害者医療の対象者